

令和7年度 片浦小学校放課後児童クラブ入所申込案内

〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地
小田原市教育部教育総務課地域教育推進係
(市役所5階藤通路) Tel: 33-1731

入所申込手続き

保護者が就労等のため家庭にいない児童(小学1年生～6年生)を対象に、放課後児童クラブを運営しています。

開設日・開設時間

○令和7年4月1日～令和8年3月31日

○月曜日から金曜日・・・・・・・・・・・・・・放課後～19時

○土曜日、夏・冬・春休み及び運動会等の代休日・・・・7時30分～19時

※7時30分から8時までは早朝時間、18時から19時までは延長時間となります。

※日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)は休所となります。

入所資格(要件)

① 原則として市内の小学校に通学若しくは市内に在住している児童で、家族の全ての大人(※入所希望日の時点で20歳以上70歳未満)が以下のいずれかに該当すること。

1	就労	放課後児童クラブが開いている時間に就労していること。(月60時間以上)
2	就学	放課後児童クラブが開いている時間に就学していること。
3	出産	産前産後(おおむね出産予定日の前後8週間ずつ)であること。
4	長期疾病等	児童の安全の見守りができない状況であること。
5	介護・看護	親族等の介護・看護のため、児童の安全の見守りができない状況であること。

※入所資格(要件)として申請した理由以外で放課後児童クラブを利用することはできません。

※利用については、就労開始日など入所資格(要件)が発生した日からとなります。

② 放課後児童クラブ保護者負担金に未納がないこと。

※入所後も、2か月以上未納が続く場合は入所を取消す場合があります。

③ 児童が放課後児童クラブでの集団生活ができること。

※原則、食事、排便、着脱衣、身の整理等を独力で行うことができること。(特別な理由がある場合を除き)支援員等の許可なく、クラブ室から出ないこと。支援員等や他児童へ暴力を振るう、暴言を吐く等の問題のある行動をしないこと。

申込受付期間

① 新年度(令和7年4月1日～)入所申込 令和6年10月21日(月)～12月6日(金)

※この期間の申込みは先着順ではありません。希望者がクラブの定員を超えた場合、児童の学年、保護者の就労状況などを総合的に考慮し、入所決定を行います。空きが出るまで、お待ちいただく場合がありますので、ご承知おきください。

※令和6年12月9日(月)から令和7年1月31日(金)までに提出されたものは第2次締切分として取り扱います。それ以降も、令和7年2月28日(金)までは、4月1日入所分の申請を受付ますが、結果の送付は3月下旬となります。また、3月1日(土)以降に提出された場合は、4月16日以降の入所となります。

② 年度内途中入所申込

年間を通じて受付を行いますが、入所は毎月1日または16日となりますので、1日入所を希望の場合は前月の15日まで、16日入所を希望の場合は前月末日までに申込書類を提出してください。

※夏休み入所は別途申込受付を行います。詳細については、6月頃に広報等でご案内する予定です。

申込書類の配布・提出場所

令和6年10月21日（月）から、放課後児童クラブ又は教育総務課で配布します。なお、申込書類等は市のホームページからダウンロードすることもできます。

○放課後児童クラブ [平日：おおむね15時～18時、土曜日：おおむね8時～18時]

※児童の利用状況により、休所や終了時間が早くなる場合がありますのでご承知おください。

○教育総務課（市役所5階）[平日：8時30分～17時15分]、教育総務課宛のみ郵送可

○ホームページからダウンロードする場合

【ホームページトップ】⇒【小田原で暮らす】⇒【教育・子育て】⇒【教育】⇒【放課後子ども教室・放課後児童クラブ】⇒【令和7年度放課後児童クラブ入所申込について】

※申込書類は提出書類が全てそろった段階で受付します。一部の書類のみでは受付できません。

申込時に必要な書類

1 入所申込書

2 入所資格証明書類

児童と同じ住所地に住む全ての大人（20歳以上70歳未満）の証明が必要です。入所を必要とする理由に応じて、証明書類をそれぞれ提出してください。なお、各証明書類は発行日から3か月以内のものを提出してください。二世帯住宅の場合は、建物内で完全に分離されている場合に限り、その内容が確認できる建物図面を添付することにより、証明書類を省略することができます。

入所理由	提出書類	備 考
就 労	在職証明書 （別紙様式）	・自営業等の場合は、裏面の具体的就労状況申立書に記載してください。 ・就労時間が月60時間以上であることが入所要件となります。 ※在職証明書は、各事業所の様式のものも提出できます。ただし、市が作成した様式の内容が記載されているものに限りします。
就 学	在学証明書 就学時間の分かる書類	・在学証明書（入学・合格通知の写しでも可）は、各学校の様式のを添付してください。 ・カリキュラムなど就学時間（時間割）の分かる書類を提出してください。
出 産	母子健康手帳の写し	・出産予定日が記入されているページと、お母様の名前が記載されているページの写しを提出してください。
長期 疾病等	診断書または身体障害者 手帳等の写し	・診断書は、①対象者の病状 ②児童の見守りができない理由 ③治療・療養が必要な期間、の3点が記載されたものを提出してください。 ・身体障害者手帳や精神障害者健康福祉手帳、介護保険被保険者証等の写しは氏名及び等級等が記載されているページの写しを提出してください。
介護 看護	申立書（別紙様式）と 診断書または身体障害者 手帳等の写し	・申立書には、介護や看護の内容の詳細について記入してください。 ・診断書は、①介護・看護対象者の病状 ②どのような介護・看護が必要か ③介護・看護が必要な期間、の3点が記載されたものを提出してください。 ・身体障害者手帳や精神障害者健康福祉手帳、療育手帳、介護保険被保険者証等は、氏名及び等級等が記載されているページの写しを提出してください。

申込等に係る注意事項

- ・入所審査の結果については、郵送で通知します。
- ・放課後児童クラブの保護者負担金に未納がある場合、納付の確認がされるまで入所審査を保留します。
- ・入所申込後、入所審査や児童クラブの安全な運営のため、児童の成長や発達、日常の様子、健康状態等について保護者の方や関係機関に聞き取りを行う場合があります。
- ・入所決定後であっても、以下に該当する場合は入所を取り消す場合があります。
 - ①保護者が児童クラブの保護者負担金を2か月以上滞納したとき。
 - ②申請内容が事実と反したものであることが判明したとき。
 - ③児童の集団における見守りが著しく困難であると認められたとき。
 - ④入所にあたり、保護者の方・お子様とで面談をお願いする場合がありますが、その面談を受けなかったとき。
- ・放課後児童クラブは年度毎に入所申込が必要です。

児童クラブの概要

費 用

1 保護者負担金

①基本月額 7,000円

②早朝・延長時間帯負担額 各時間帯1回の利用につき100円

早朝時間：7時30分～8時 延長時間：①18時～18時30分 ②18時30分～19時

③保険料負担額（年額） 800円（児童クラブでの事故の補償のための保険）

（支払方法） 口座振替 毎月末日（休日の場合は翌営業日）に指定の口座から引落し

※利用した月の翌月末に月額利用分と延長利用分を併せて請求します。

（手続方法） 入所決定後、市内金融機関に備付けの公共料金口座引落依頼書（小田原市納付金口座振替依頼書）を記入。

※口座振替が始まるまでは納入通知書をお送りいたします。

（減免申請） 生活保護利用世帯、就学援助認定世帯、または就学援助の申請をする世帯で、保護者負担金の減免を希望する場合は、入所申込書の必要項目にチェックをしてください。

※入所した月から請求を保留し、生活保護利用、就学援助認定の確認をもって保護者負担金の減免を決定します。

※減免申請した場合でも、実際に生活保護利用、就学援助認定がされなければ、保護者負担金の減免はされませんのでご注意ください。

※放課後児童クラブの申込み後に、新たに生活保護や就学援助を利用し、免除申請をする場合は「保護者負担金減額・免除申請書」を提出してください。（提出された月から請求を保留し生活保護や就学援助の利用の確認をもって保護者負担金の減免を決定します。）

※生活保護（生活援護課：33-1463）及び、就学援助（教育指導課：33-1682）の手続きについてはそれぞれの担当課へお問い合わせください。

※保険料負担額（年額800円）は、減免の対象となりません。

2 おやつ代 月額 2,000円程度（減免対象外）

※おやつ代は、児童クラブに直接お支払いください。

3 月途中に入所または退所した場合のその月の保護者負担金（基本月額）について

月途中に入所または退所した場合の負担金（基本月額）は以下の金額を適用します。

入所日	金額	退所日	金額
1日～	7,000円	1日～10日	2,300円
16日～	3,500円	11日～15日	3,500円
		16日～20日	4,600円
		21日～月末	7,000円

指導方針

放課後児童クラブは、放課後にひとりで過ごさなければならない児童の安全と健全育成を目的とした事業です。集団で生活する中での基本的な習慣、遊びなど自由時間の安全指導等を行う中で、時に児童を厳しく注意する場面がありますことをご理解ください。また、多くの児童をお預かりするため、自由な行動を制限することがあります。放課後児童クラブの利用については、お子様ともよく話し合ってください。

児童の送迎について

午後4時以降に、放課後児童クラブから帰宅する際は、事前に届出のある大人の方のお迎えが必要です。

放課後児童クラブを利用できる日について

お仕事がお休みの日や看護・介護をしない日などの利用要件を満たさないとき、また、私的な用事で、放課後児童クラブを利用できません。ご家庭で一緒に過ごす時間を大切にしてあげてください。

お弁当・おやつ

土曜日などの給食のない日に児童クラブを利用する場合、お弁当を用意していただきます。また、児童クラブではおやつを用意しますので、アレルギー等がある場合は必ず児童クラブにお伝えください。

運営委託

放課後児童クラブでは、利用者サービス向上のために運営の一部を次の事業者へ委託しております。

- ・下曽我小学校区放課後児童クラブ：(学) 道徳学園（こゆるぎ幼稚園）
- ・前羽小学校区放課後児童クラブ：(福) ゆりかご園
- ・上記以外の放課後児童クラブ：(株) 明日葉

※委託期間：令和5年10月1日から令和8年9月30日まで

災害時や感染症が発生した際の児童クラブについて

災害や台風、感染症が発生した場合の児童クラブの対応は以下を目安とします。

○小学校が休校・または保護者の引取り下校を実施した場合 → 閉所

○小学校が登校時間を遅らせる措置を実施した場合 → 開所

○小学校が早期下校を実施した場合 → 閉所

○小学校が学級閉鎖・学年閉鎖を実施した場合 → 開所（閉鎖されるクラス・学年の児童はお休み）

※同居する方が感染症等に感染した場合については、感染症などの拡大を防ぐため児童クラブの利用の自粛をお願いします。

※大規模な災害が発生した場合には、児童クラブ側から連絡できないことが予想されます。そのような場合は、早急に児童クラブにお迎えに来てください。

片浦小学校放課後児童クラブ

所在地：小田原市根府川 534 片浦小学校4階専用教室（現放課後子ども教室）

連絡先：0465-29-1202